

議案第101号令和5年度大津市一般会計の決算の認定についての
うち、総務部、出納室、議会局、選挙管理委員会事務局及び監査委員
事務局の所管する部分について

令和5年度一般会計のうち、総務部、出納室、議会局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局に関する決算の状況につきまして、
主要な施策の成果説明書に基づき、説明させていただきます。

はじめに、歳入の部から、ご説明いたします。

17 ページをお願いいたします。

まず、款1市税の全体についてです。

市民税は、個人市民税が、前年度の一時的な増の反動などにより、
法人市民税では、法人のコロナ禍からの回復等による利益増加が前
年度に及ばなかったことなどにより、共に減収となりました。

また、固定資産税及び都市計画税は、市域中央部及び東部での地価、
評価額、課税標準額の上昇や新築家屋に対する新たな課税分など
により、全体として増収となりました。

市税収入全体としては、528億8600万円余りとなり、前年度比約
1.5%減となる8億2400万円余りの減収となりました。

主な税目について、順次ご説明いたします。

項1 市民税ですが、全体の収入済額は245億3800万円余りで、前年度より11億6600万円余りの減収となりました。

内容説明欄の、目1 個人市民税の現年課税分は、212億9700万円余りの収入済額となりました。これに滞納繰越分を含めた個人市民税の合計は、214億6700万円余りとなり、前年度の一時的な増の反動などにより、前年度比約4.9%減となる11億100万円余りの減収となりました。

目2 法人市民税の現年課税分は、30億6700万円余りの収入済額となりました。これに滞納繰越分を含めた法人市民税合計は30億7100万円余りとなり、法人の事業活動の回復等による利益増加が前年度に及ばなかったことなどにより、前年度比約2.1%減となる6500万円余りの減収となりました。

18 ページをお願いいたします。

項2 固定資産税は、全体の収入済額が202億5700万円余りとなりました。

内容説明欄の、目1 固定資産税は、現年課税分と滞納繰越分を合わせた収入済額が201億1800万円余りで、市域中央部及び東部での地価、評価額、課税標準額の上昇や新築家屋に対する新たな課税分など

により、前年度比約 1.3%増となる 2 億 5300 万円余りの増収となりました。

目 2 国有資産等所在市町村交付金は、対象資産が増加したことにより前年度から微増し、1 億 3900 万円余りとなりました。

18 ページから 19 ページにかけての項 3 軽自動車税は、全体の収入済額が 7 億 7500 万円余りで、前年度比約 2.8%増となる 2100 万円余りの増収となりました。

内容説明欄の、目 1 環境性能割は、前年度比約 1.8%減となる 4000 万円余りとなりました。

目 2 種別割は、買い替えによる高税率の車両の割合が増えたことから、現年課税分と滞納繰越分を合わせた収入済額は 7 億 3400 万円余りで、前年度比約 3.1%増となる 2200 万円余りの増収となりました。

項 4 市たばこ税は、販売本数は前年度比約 0.2%減となる 60 万本余りの減少となり、収入済額は 18 億 3900 万円余りで、前年度比約 0.2%減となる 400 万円余りの減収となりました。

項 7 入湯税は、収入済額は 7900 万円余りで、新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付け変更後の平時への回帰により、ピーク時には及ばないものの入湯客の増加により、前年度比約 21.4%増と

なる 1300 万円余りの増収となりました。

19 ページ下段から 20 ページにかけての項 8 事業所税は、現年課税分と滞納繰越分を合わせた収入済額は 14 億 6800 万円余りで、前年度とほぼ同額となりました。

項 9 都市計画税は、現年課税分と滞納繰越分を合わせた収入済額が 39 億 2600 万円余りで、前年度比約 1.5%増となる 5700 万円余りの増収となりました。

以上が、市税であります。

次に、款 2 地方譲与税であります。項 1 地方揮発油譲与税は、国税である地方揮発油税の収入額の 42%相当額が、市道の延長、面積の割合により按分されて市町村に譲与されるもので、前年度に比べ約 100 万円の増収となる 1 億 8200 万円余りとなりました。

項 2 自動車重量譲与税は、国税である自動車重量税の収入額の 40.7%相当額が、市道の延長、面積の割合により按分されて市町村に譲与されるもので、前年度に比べ約 700 万円の増収となる 5 億 4900 万円余りとなりました。

項 3 森林環境譲与税は、国税である森林環境税の収入額の 88%相当額が、私有林人工林の面積、林業就業者数、人口の割合により按分されて市町村に譲与されるもので、前年度と同額の 7300 万円余りと

なりました。

以上、地方譲与税全体では、前年度比約 1.1%増となる 8 億 400 万円余りとなりました。

款 3 利子割交付金は、預貯金の利子等に対して課税され、県に納付された県民税の利子割額の 59.4%相当額が、当該市町に係る個人県民税額で按分され交付されるもので、前年度に比べ約 400 万円の減収となる 2600 万円余りとなりました。

款 4 配当割交付金は、株の配当に対して課税され、県に納付された県民税の配当割額の 59.4%相当額が、当該市町に係る個人県民税額で按分され交付されるもので、前年度に比べ約 6900 万円の増収となる 3 億 7600 万円余りとなりました。

21 ページの款 5 株式等譲渡所得割交付金は、株の譲渡益等に対して課税され、県に納付された県民税の株式等譲渡所得割額の 59.4%相当額が、当該市町に係る個人県民税額で按分され交付されるもので、前年度に比べ約 1 億 7200 万円の増収となる 4 億 1500 万円余りとなりました。

款 6 法人事業税交付金は、県に納付された法人事業税の 7.7%相当額が、法人市民税の法人税割額と従業者数で按分されるもので、前年度に比べ約 2800 万円の増収となる 7 億 7300 万円余りとなりました。

款 7 地方消費税交付金は、県に納付された地方消費税収入額の 50%相当額が、国勢調査による人口と事業所統計の従業者数により按分され交付されるものですが、前年度に比べ約 5000 万円の減収となる 77 億 3700 万円余りとなりました。

款 8 ゴルフ場利用税交付金は、県に納付されたゴルフ場利用税の 70%相当額が、ゴルフ場所在市町に交付されるもので、前年度と比べ約 600 万円の減収となる 1 億 7700 万円余りとなりました。

款 9 自動車取得税交付金は、令和元年 10 月に廃止された自動車取得税について、過去の排ガス、燃費測定に係る不正行為により遡及徴収された自動車取得税に係る交付金が交付されたもので、1100 万円余りの皆増となりました。

款 10 環境性能割交付金は、県に納付された自動車税環境性能割額の 40.85%相当額が、市道の延長及び面積により按分され交付されるもので、前年度と比べ約 1900 万円の増収となる 1 億 3600 万円余りとなりました。

款 11 国有提供施設等所在市町村助成交付金は、自衛隊が使用する演習場等の用に供する土地、建物等に対して交付されるもので、資産価格が増加したことにより前年度から微増し、1700 万円余りとなりました。

21 ページ下段から 22 ページにかけての款 1 2 地方特例交付金は、個人住民税の住宅ローン控除の補填分である個人住民税減収補填特例交付金は前年度に比べ減少したものの、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充、延長による減収を補填する新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が増加したことにより、前年度とほぼ同額となる約 4 億 1,700 万円となりました。

款 1 3 地方交付税であります。

①の普通交付税は、市民税や地方消費税交付金の増額等により、基準財政収入額は増加しましたが、臨時財政対策債振替相当額の減額や、再算定により創設された臨時経済対策費や臨時財政対策債償還基金費等による基準財政需要額の増額により、交付額は前年度に比べ、約 7.2%増加し、約 136 億 500 万円となりました。

②の特別交付税は、前年度に比べ、約 2.5%の微減で、約 6 億 7,400 万円となり、この結果、普通交付税と合わせた地方交付税の総額は、前年度に比べ約 9 億 200 万円増加し、約 142 億 7,900 万円となりました。

23 ページ中段をお願いいたします。

款 1 6 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 総務使用料、節 1 総務管理使用料のうち、①の建物使用料は、ス及びセの一部を除いてい

れも総務部所管の庁舎使用に伴う使用料であり、23 ページ下段から24 ページ上段にかけての②土地使用料は、アからエ及びカが総務部の所管で、庁舎用地等の使用料であります。

28 ページ下段をお願いいたします。

項2 手数料、目1 総務手数料、節1 総務管理手数料、①の総務証明等手数料のうち総務部に係るものは、業務委託に関する証明書交付手数料であり、28 ページ下段から29 ページにかけての節2 徴税手数料は、所得証明等の各種税務証明手数料と督促手数料であります。

33 ページ下段から37 ページにかけての款1 7 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金、節1 総務管理費国庫補助金のうち、総務部に係るものは2つ目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であり、36 ページ上から3 項目め、人事課の在宅勤務環境整備事業に対する交付金であります。

46 ページをお願いいたします。

款1 8 県支出金、項2 県補助金、目1 総務費県補助金、節1 総務管理費県補助金のうち、総務部に係るものは2つ目の移譲事務交付金であり、県条例により知事から移譲された事務に対する交付金で、鳥獣の捕獲に係る許可事務、特別児童扶養手当の認定事務などあります。

52 ページをお願いいたします。

項 3 委託金、目 1 総務費委託金、節 2 徴税費委託金の県税徴収事務委託金は、個人の県民税を、市民税とともに市が賦課及び徴収していることから、その県民税に関わる事務委託金であります。

節 3 選挙費委託金は、令和 5 年 4 月 9 日執行の滋賀県議会議員一般選挙に係る委託金及び臨時啓発推進事業交付金並びに在外選挙登録事務に係る委託金であります。

53 ページ下段をお願いいたします。

款 1 9 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入、節 1 土地貸付収入のうち、①の総務部土地貸付収入は、国・県その他に対する計 5 4 件の土地貸付収入で、主なものは、国及び京都市に対する艇庫用地、県関係は小野交番用地の貸付です。

54 ページ中段をお願いいたします。

目 2 利子及び配当金のうち、節 1 利子収入であります。①及び③から⑧までが、総務部が所管する各基金の運用利子収入であります。

55 ページ上段をお願いいたします。

項 2 財産売払収入、目 1 不動産売払収入、節 1 不動産売払収入のうち、①の総務部不動産売払収入は、未利用地を処分したものです。

目 2 物品売払収入、節 1 不用品売払代は、不用となった公用車等の

売却に伴う収入であります。

款 2 0 寄附金、項 1 寄附金、目 1 総務費寄附金、節 1 財産区等寄附金は、①及び②の地区の各自治会が実施する自治会運営事業等に対し、報償費を支出する原資とするため、それぞれ、村中名義の財産会計から、寄附金を収入したものであります。

56 ページ中段をお願いいたします。

款 2 2 繰越金、項 1 繰越金は、令和 4 年度の決算剰余金及び令和 4 年度から令和 5 年度への繰越事業に伴う繰越一般財源であります。

款 2 3 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料、目 1 延滞金、節 1 延滞金のうち、①延滞金は、市税に係る延滞金を収入したものであり、⑩土地賃貸料延滞金は、市有地の貸付に係る延滞金を収入したものであります。

項 2 市預金利子は、出納室で所管する歳計現金等の保管に伴う預金利子及び運用に伴う利子収入であります。

57 ページ中段をお願いいたします。

項 4 雑入、目 2 弁償金、節 1 弁償金のうち、①は、原動機付自転車標識紛失に係る弁償金です。

目 3 違約金及び延納利息、節 1 違約金及び延納利息は、物品売買契約において、納入期限を経過した納入があったことに伴う延滞金で

あります。

目4雑入、節1議会費雑入は、タブレット端末通信料議員負担金であります。

節2総務費雑入のうち、④及び⑦から⑯までが、総務部に係る歳入であります。主なものは、職員健康診断、システム、テレワーク、庁舎維持管理等に係る企業局等からの分担金、県消防学校への職員派遣費、会計年度任用職員等の雇用保険に係る本人負担金、公用車に係る自賠責保険の解約返戻金等、市有建物の事故等に対する共済金などであります。

60 ページの中段をお願いいたします。

節10その他雑入のうち、②の総務部その他雑入の主なものは、総務課では、会計年度任用職員雇用に係る負担金等、人事課では、滋賀県東京本部等への派遣職員の職員宿舍使用料等、管財課では、庁舎空調設備の規格表記誤りに係る謝罪金等、市民税課では、軽自動車税申告書取扱事務費負担金の精算金、資産税課では、不動産取得税課税資料に係る委託料、収納課では、市県民税の配当所得割額・株式等譲渡所得割額控除超過額の返還金、出納室では、指定金融機関及び総括出納取扱金融機関の総括事務取扱経費に係る負担金等であります。

61 ページの下段をお願いいたします。

款 2 4 市債、項 1 市債であります。

令和 5 年度の発行額は、総額 63 億 5,660 万円となり、前年度に比べて、21 億 1,790 万円下回りました。

それでは、記載の順に、それぞれの内容について説明いたします。

62 ページをお願いいたします。

目 1 総務債、節 1 市民センター整備事業債は、木戸市民センターの空調設備改修等に係る事業債であり、節 2 防災対策事業債は、和邇市民体育館防水等改修に係る事業債であり、節 3 文化施設等整備事業債は、歴史博物館の照明設備改修等に係る事業債であり、節 4 社会体育施設整備事業債は市民体育館の防水等改修及び大石淀グラウンドゴルフ場整備に係る事業債であり、節 5 庁舎整備事業債は、庁舎新館照明の LED 化に係る事業債であります。

目 2 民生債、節 1 社会福祉施設等整備事業債は、伊香立保育園の移転整備や特別養護老人ホーム施設整備補助等に係る事業債であります。

目 3 衛生債、節 1 水道事業会計出資債は浄水場、配水池などの基幹水道構造物の耐震化に対する出資債であり、節 2 一般廃棄物処理事業債は、千原川河川改修及び北部クリーンセンターの解体に係る事業債であります。

節3 し尿処理施設整備事業債は北部衛生プラントのし尿用前処理機整備及び志賀衛生プラント長寿命化整備に係る事業債、節4 保健衛生施設整備事業債は動物愛護センターの空調設備更新に対する事業債であり、節5 斎場施設整備事業債は、志賀聖苑及び大津聖苑の整備に係る事業債であります。

62 ページ下段から 63 ページにかけての目4 農林水産業債では、節1 土地改良事業債は、田上地区における、ほ場整備の推進費等に係る事業債であり、節2 ため池整備事業債は、国の補正予算を活用して滋賀県が施工する千町新池、下酢子池及び八反池の整備負担金に係る事業債であります。

節3 緊急自然災害防止対策事業債は、滋賀県が施工する梶田池及び真野北1号水路の整備の負担金に係る事業債であり、節4 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債は、滋賀県が施工する下酢子池のため池整備に係る事業債であります。

63 ページから 64 ページにかけての目5 土木債では、節1 道路等整備事業債は、市道幹1009号線をはじめとした市道の新設改良や市道橋の補修など、地域の道路整備に係る事業債であり、節2 河川整備事業債は、太田川ほか護岸改修に係る事業債であり、節3 自然災害防止事業債は、堂の川支流の機能復旧改修等に係る事業債で、節4 都

市計画道路整備事業債は、都市計画道路 3・5・101 号本堅田衣川線等の街路整備について、節 5 公園整備事業債は、第 79 回国民スポーツ大会開催に向けた競技会場施設の整備等に係る事業債であり、節 6 自転車駐車場整備事業債は、瀬田駅前自転車駐車場高欄取替等に係る事業債であり、節 7 公営住宅建設事業債は石山第二団地 5 号棟改修等に係る事業債であります。

目 6 消防債、節 1 消防施設整備事業債は、消防ポンプ自動車などの更新や中消防署移転新築に係る事業債であります。

64 ページの下段から 66 ページにかけての目 7 教育債、節 1 義務教育施設整備事業債は、小中学校の長寿命化改良やトイレ改修などの学校施設の整備等に係る事業債であり、節 2 幼稚園施設整備事業債は、比叡平幼稚園の避難器具更新に係る事業債で、節 3 図書館施設整備事業債は、図書館の自動火災報知機や防災受信盤の改修に係る事業債であり、節 4 生涯学習センター施設整備事業債は吸収式冷温水発生機更新及び駐車場拡幅整備に係る事業債であり、節 5 社会教育施設整備事業債は和邇文化センター舞台音響設備更新及び北部地域文化センター空調設備改修に係る事業債であり、節 6 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債は、小学校の昇降機設備改修及び中学校トイレ改修等のうち、国庫補助事業の採択に伴う国土強靱化対策に係

る事業債であります。

66 ページの目 8 災害復旧債、節 1 公共土木施設災害復旧債は、令和 5 年 5 月 7 日の大雨などにより被災損傷した道路等の復旧に係る事業債であります。

目 9 臨時財政対策債は、普通交付税の振替措置として発行したもので、後年度の元利償還金相当額が地方交付税の算定の際に、基準財政需要額に算入されるものであります。

なお、市債の借入先及び条件をあわせて記載しておりまして、それぞれの利率は、借入に係る期間並びに金額に応じて異なっており、0.2%から 1.6%となっております。

以上が、歳入であります。

続きまして、歳出の部について、ご説明いたします。

67 ページをお願いいたします。

款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費であります。

2 の政務活動費は、64.1%の執行率となっております。

3 の議会運営費は、市議会会議録作成業務委託料、おおつ市議会だより発行経費及び広報広聴ビジョンアクションプランに基づく経費、議場放送設備機器に係る経費、議会 ICT 化に伴い導入したタブレット端末及び会議システムに係る経費、議会図書室充実整備事業に

係る経費などであります。

68 ページをお願いいたします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費であります。2 の訴訟事務費は、2 名の顧問弁護士に対する顧問料や、その他訴訟に係る弁護士報酬等であります。

3 のコンプライアンス推進事業費は、公正職務審査委員会、行政不服審査会の開催等の経費であります。

4 の平和啓発推進事業費は、恒久平和推進事業に係る経費であります。

5 の行政改革推進費のうち、(1) の行政改革推進事業費は、行政改革推進委員会の開催経費等で、(2) の公共施設マネジメント推進事業費は、公共施設マネジメント推進委員会の開催経費及び公共施設マネジメントシステムに係る利用料等であります。

7 の一般行政推進事業費のうち、(4) の電子入札システム事業費は、「電子入札システム」の利用料等で、(5) の一般供用物等管理費は、契約検査課の庁内備品購入費等で、(6) のその他推進費のうち、総務部に係るものは、総務課及び契約検査課の事務経費であります。

目 2 会計管理費は、金融機関への市税等収納事務取扱手数料などの出納事務経費等であります。

71 ページをお願いいたします。

目 7 文書費は、2 から 4 までが総務課の事業であり、公報や例規集の発行、文書の印刷・郵送等に関する経費であります。

目 8 公平委員会費は、公平委員 3 名の報酬、その他の事務経費であります。

目 9 総合防災費であります。2 の地域防災計画事業費は、防災マップシステムの保守に関する経費などであります。

3 の防災活動事業費は、備蓄用品の購入に係る経費や、総合防災訓練に係る経費などであります。

4 の防災設備整備事業費は、防災行政無線の保守管理や総合防災情報システム運用に関する経費、また滋賀アリーナ及び葛川少年自然の家における防災倉庫の新築工事費などあります。

5 の危機管理関係事業費は、J アラートの保守管理、J アラート自動連携に伴うメール配信サービス使用料などに係る経費であります。

6 の個別避難計画作成推進事業費は、個別避難計画作成に伴う報償費に係る経費などあります。

71 ページ下段から 72 ページにかけての目 10 人事管理費であります。2 の共済費は、特別会計を除いた滋賀県市町村職員共済組合員に係る共済組合費、会計年度任用職員及び再任用職員の社会保険

料、雇用保険料や、地方公共団体等に代わって公務災害に係る補償業務を行う地方公務員災害補償基金に対する負担金などであり、3の負担金は、会計年度任用職員が任意で加入する一般財団法人大津市勤労者互助会の会費負担金等です。

4の職員退職手当金は、令和5年度における定年相当、早期、普通退職等に係る手当金で、前年度に比べ、定年延長に伴い、退職者数が減少したため、約6億4,882万円減の6億2,017万円余りとなりました。

5の職員採用試験関係経費は、試験問題作成等の委託料や試験会場の借上げの経費であり、6の職員福利厚生負担金は、大津市職員互助会事業の相互負担事業における市負担分であります。

7の職員被服貸与費は、職員への被服貸与の経費であり、8の労働安全衛生事業費は、全職員を対象とした健康診断等の委託料をはじめ、薬品、事務用消耗品、衛生用品等の購入に係る経費であります。

9の障害者雇用促進事業費は、障害のある職員に対する就労及び職場定着支援に係る委託料等であり、10の人事管理システム関係経費は、システムの保守点検の委託料であり、11の内部情報システム関係経費は、庶務事務や給与システムに係るリース料であります。

12のテレワーク関係経費は、在宅勤務環境整備に伴うテレワー

ライセンスの使用料であります。

13の人事評価システム関係経費は、システム構築業務委託料並びにシステム利用料であります。

14のライフプラン事業費は、ライフプランセミナーや講師派遣等の事業に対する負担金であり、

15の特定健康診査等負担金は、滋賀県市町村職員共済組合の組合員及び被扶養者を対象としたメタボリックシンドロームに対応した検査等に対する負担金であります。

16の退職手当基金積立金は、基金の運用による利子収入を基金に積み立てたものであります。

17の当直業務委託は、守衛室での当直業務に係る委託料であります。

18の職員研修費は、内部の階層別研修や特別研修に係る講師経費及び旅費、外部研修への職員派遣に係る経費、滋賀県市町村職員研修センターの運営等に係る負担金等であります。

19のその他人事管理経費は、滋賀県東京本部等への派遣職員の職員宿舍使用料や、非常勤職員の公務災害による災害補償費などあります。

目11 財政管理費は、新地方公会計制度に基づく連結財務書類の

作成に係る支援業務費のほか、財政関係事務経費等であります。

72 ページ下段から 73 ページにかけての目 1 2 財産管理費ですが、2 の市有車両関係費は、交通安全対策及び管財課所管の自動車等の維持管理に係る経費であります。

3 の財産管理費は、市有財産の維持管理と市有地売却に係る経費であります。

4 の庁舎管理事業費は、庁舎設備等の維持管理や保守、庁舎の改修工事、施設維持補修、光熱水費等に係る経費、5 の庁舎大規模改修事業費は、新館空調熱源設備更新工事等に係る経費、6 の庁舎適正化改修事業費は、庁舎内の建築基準法不適合箇所を適正化する改修工事に係る経費、7 のマイクロバス運行及び管理費は、管財課所管のマイクロバスの管理に係る経費であります。

8 の庁舎整備検討事業費は、庁舎整備に係る専門家意見聴取や先進地視察、市民ワークショップの開催等に係る経費であります。

目 1 3 土地開発基金費及び目 1 5 庁舎整備基金費、73 ページから 74 ページにかけての目 1 7 財政調整基金費、目 1 8 公共施設等整備基金費は、将来の財政需要に備えた積み立てや基金の運用利息の積み立てなどであります。

目 1 9 自治振興費につきまして、総務部所管は 74 ページ下段をお

願いいたします。

10の公共事業等報償費は、関津自治会などに対し、村中名義の財産会計からの寄附金を原資に、自治会の運営事業等に支出を行ったものであります。

79 ページ下段をお願いいたします。

項2徴税费についてであります。目1 税務総務費は、税3課の職員の人件費と一般事務経費であります。

79 ページから 80 ページにかけての目2 賦課費は、主に市民税、固定資産税、軽自動車税の課税に係る経費であり、1の賦課事務費は、納税通知書などの郵送料やパソコン、サーバの賃借料等の経費で、2の賦課計算等委託経費は、個人・市県民税及び軽自動車税賦課業務、固定資産評価支援業務等の委託料であります。

3の各種協議会等分担金は、エルタックス運用に伴う地方税共同機構への負担金等で、4の税情報システムオンライン経費は、市税業務システムの賃借料、保守料等の経費であります。

5の補償、補填及び賠償金は、固定資産税の賦課決定処分に係る取消訴訟等の判決確定に基づく損害賠償金及び遅延損害金であります。

目3 徴収費は、市税の徴収に係る経費であり、2の市税徴収事務経費は、市税徴収に係る督促状、催告書などの印刷費や郵送料等の経費

で、3の市税徴収事務収納システム運用経費は、徴収事務に係るシステムの保守の委託料等で、81ページの4の市税過誤納金還付金は、主に法人市民税の過年度還付金及び個人市県民税並びに固定資産税過年度還付金であります。

82ページをお願いいたします。

項4選挙費は、選挙管理委員会の委員及び職員の人件費、選挙啓発推進に係る経費、並びに令和6年1月21日執行の大津市長選挙に伴う経費、令和5年4月23日執行の大津市議会議員一般選挙に伴う経費、令和5年4月9日執行の滋賀県議会議員一般選挙に伴う経費であります。

82ページ下段から83ページにかけての項6監査委員費、目1監査委員費は、4名の監査委員及び事務局職員の人件費並びに、監査、検査、決算審査等の執行に伴う経費であります。

目2外部監査費は、包括外部監査契約に基づく経費であります。

101ページから102ページにかけての款4衛生費、項1保健衛生費、目9水道・ガス事業会計繰出金は、市が負担すべき簡易水道の建設改良等に伴う企業債元利償還金や基幹水道構造物の耐震化事業経費等に対し、一定の所要額を繰り出したものであります。

124ページをお願いします。

款 8 土木費、項 4 都市計画費、目 6 下水道事業会計繰出金は、雨水や汚水事業に対する一定の所要額を繰り出したものであります。

129 ページをお願いします。

款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 5 教育振興費のうち、10 の私学振興対策費は、記載の私立学校等に対し、私立学校振興助成法の規定等に基づき、教育環境の整備等を図ることを目的として、教育経費の一部を補助したものであります。

138 ページをお願いいたします。

款 12 公債費については、約 5 億 5,293 万円減少し、約 101 億 2,941 万円となりました。

なお、償還先別の内訳は、表に記載のとおりです。

恐れ入りますが、はじめの方に戻っていただき、8 ページをお願いいたします。

令和 5 年度末における市債目的別現在高ですが、表の合計欄のとおり、前年度に比べ、約 30 億 8,665 万円減少し、約 1,228 億 8,629 万円となりました。

また、臨時財政対策債を除いた市債残高は、前年度より約 2,799 万円減少し、約 666 億 4,443 万円となりました。

今後も、将来の公共施設の適切な維持・管理に伴う大規模改修等が

控えておりますが、市債発行にあたっては、健全財政の堅持に向けて、さらなる適正化に努めてまいります。

最後になりますが、13 ページをお願いいたします。

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化の用途について、でございます。

消費税率は平成26年4月1日に5%から8%に引き上げられ、令和元年10月1日には、さらに、8%から10%に引き上げられました。これらの税率の引き上げに伴う令和5年度の地方消費税交付金の増収分は約44億1,926万円となり、社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に充てる趣旨を踏まえ、表に記載した事業費に充当し、各制度の維持・安定化や支給対象者の増加における対応に適切に充てたものです。

以上で、総務部、出納室、議会局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局に関する歳入・歳出決算の説明とさせていただきます。